

調査票丙第四號

(工業)



一般工場調査期間				季節作業工場調査期間			
自	昭和	年	一月	自	昭和	年	月
至	昭和	年	十二月	至	昭和	年	月
			日				日

第 號

工場名													
工場所在地													
主要事業													
價額合計													
種	類	數	量	單位	價	額	種	類	數	量	單位	價	額
原	料						材						
及							材						
料							快						
及							用						
材							額						
料							用						
使							額						
用							用						
額							額						
							備						
							考						
							考						

本調査票ハ當該官廳ニ於テ編纂ノ取違ヲ爲ス
 本調査票ハ三週提出スルコト
 本調査票ハ二月末日迄ニ提出スルコト
 昭和 年 月 日提出

工業主ノ住所及氏名
 又ハ名附
 姓ニ捺印

本調査票ニ記入シ盡ストテ得ザルトキハ本調査票ト同一調査票ヲ追加使用スルコト 但シ追加葉數ヲ明ニスル爲メ欄内ニ記入スルコト 總數 葉中葉 葉

記入注意

- 一般事項 調査の期間、工場名、工場所在地、主要事業、工業主の住所及氏名又は名付並に捺印欄の記入に付ては調査票第一號裏面記入注意参照
 - 原料及材料使用額
 - 生産の爲に用せられたる原料及材料は成るべく細分して之を記入すること。原料の規格、薬品の濃度、製品の品位を記しするものは各別品名として記入すること。原料及材料として購入したるものと雖も調査期間内に使用せざるものも原料及材料として使用したるものは之を記入すること。
 - 自家生産に係るものと雖も原料及材料として使用したるものは之を記入すること。
 - 数量の單位は成るべくメートル法に依ること。
 - 其の他の單位は、枚、打等の如く記入すること。
 - 英尺、噸、機、箱等の如き慣用の單位に依る場合は之が内容の證明を備付欄に附記すること。
 - 價額は購買價額に依ること。但し自家生産に係る原料及材料の價額は市價に依りて之を計算すること。
- 工業調査規則 (昭和十四年九月八日 商工省令第四十九號)
- 資源調査法第一條ノ規定ニ依リ工業調査規則左ノ規定ニ依ル
- 工業調査規則(抄)
- 第三條 左ノ各款ノ一ニ該當スル工場ノ工業主ハ前條ノ規定ニ拘ラズ工場毎ニ毎年度別記様式第三號ニ依リ調査票丙第一號乃至第三號各四張及調査票丙第四號乃至第七號各三張ニ該當事項ヲ調査票丙第一號乃至第三號ハ翌年一月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ市町村長ニ、調査票丙第四號乃至第七號ハ之ニ別記様式第四號ニ準シテ作成シタル其ノ工場ノ平面圖三通ヲ添附シ翌年二月末日迄ニ其ノ工場所在地ノ地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ工場ノ平面圖ハ本則ノ規定ニ準キ既ニ提出シタルモノニ變更ナキ限り之ヲ添附シ省略スルコトヲ得(各該當工場ハ略ス)
- 第十二條 建築法ノ適用ヲ受ケル事業ヲ行フ工場及官立工場ニハ本則ヲ適用セズ
- (令則)
- 昭和四年四月十一日法律第五十三號資源調査法(抄)
- 第一條 政府ハ人的及物的資源ノ調査ノ爲必要アルトキハ個人又ハ法人ニ對シ之ニ關スル報告又ハ實地申告ヲ命ズルコトヲ得
- 前項ノ資源調査ノ範圍、方法其ノ他必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 第一節ノ規定ニ依リ命ゼラレタル報告者ハ實地申告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告者ハ實地申告ヲ爲シタル者ハ二百以下ノ罰金ニ處ス
- 第七條 當該官吏若ハ吏員又ハ其ノ職ニ在リタル者本法ニ依リ職務執行上關シ知得シタル個人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス當該官吏又ハ吏員第三節ノ規定ニ違反シタルトキ亦同シ
- 職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰則項ニ同シ